

公益社団法人熊本県林業公社クレジット販売要領

(趣旨)

第1条 本要領は、公益社団法人熊本県林業公社（以下「公社」という。）による森林管理プロジェクトで取得したクレジット（以下「クレジット」という。）を、事業者、団体等へ販売することに関して必要な事項を定める。

(購入者の募集)

第2条 クレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集は、原則として公社ホームページにより行うものとするほか、仲介事業者等の協力を得て行うものとする。

2 クレジットの販売は、公社が保有する数量の範囲内で行うものとし、公社ホームページに販売募集量の合計を掲載する。

(販売予定単価・数量)

第3条 クレジットの販売予定単価は、別に定める。

2 最低販売量は1トン（t-co₂）とし、1トン（t-co₂）単位で販売する。

(購入の申込み)

第4条 クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、申請書類（様式第1号から第4号まで）を、持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法により、公社理事長（以下「理事長」という。）に提出する。

ただし、次に掲げる事業者、団体等は対象外とする。

(1) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者、団体等

(2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足る相当の理由がある事業者、団体等

(3) その他本事業の適正な実施ができないと認められる事業者、団体等

2 理事長は、前項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、資料の提出を求めることができる。

(売買契約の締結)

第5条 理事長は、前条の規定による申込みがあった場合は、先着順に当該申込みの内容を審査のうえ購入者を決定し、購入者と売買契約を締結する。

(売買代金の納付)

第6条 購入者は、クレジットの売買代金を、理事長が指定する期日までに、理事長が発行する納入通知書により納入する。

(クレジットの移転・無効化)

第7条 理事長は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱」に基づく制度管理者が管理するクレジット登録簿において、会社のクレジット保有口座から購入者が指定する口座へクレジットの移転手続を行うものとする。

2 購入者が口座を保有しない場合及び口座を指定しない場合は、公社がクレジット登録簿上のクレジットについて無効化を行うため、J-クレジット制度事務局に対して無効化を申請する。

(裁判管轄)

第8条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、熊本県熊本市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第9条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、理事長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年2月21日から施行する。